

水質汚濁防止法における新しい有害物質項目とそれに係る基準値 (排水基準・地下水の浄化措置命令に係る浄化基準)について

有害物質の追加等について

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第147号)、水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令(平成24年環境省令第14号)及び排水基準を定める省令の一部を改正する省令(平成24年環境省令第15号)が平成24年5月23日に公布されました。これに伴い、水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件(平成24年5月環境省告示第84号)、地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件(平成24年5月環境省告示第85号)、環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件の一部を改正する件(平成24年5月環境省告示第86号)、水質汚濁防止法施行規則第6条に基づき環境庁長官が定める検定方法の一部を改正する件(平成24年5月環境省告示第87号)及び水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき、環境庁長官が定める測定方法を定める件の一部を改正する件(平成24年5月環境省告示第88号)も同日公布され、その一部が下記のとおり改正されました。

(1) 有害物質として追加された項目

トランス - 1, 2 - ジクロロエチレン
1, 4 - ジオキサン
塩化ビニルモノマー

(2) 排水基準として新たに追加された項目、基準値及び測定方法

項 目	基 準 値	測 定 方 法
1, 4 - ジオキサン	0.5mg/l以下	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)付表7に掲げる方法

(3) 地下水の浄化措置命令に係る浄化基準として新たに追加された項目、基準値及び測定方法

項 目	基 準 値	測 定 方 法
1, 2 - ジクロロエチレン(シス体とトランス体の和)	0.04mg/l以下	シス体にあつては日本工業規格(以下「規格」という。)K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 4 - ジオキサン	0.05mg/l以下	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)付表7に掲げる方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/l以下	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法

(4) 新たな有害物質項目の追加に伴う指定物質項目の取り扱い

今回の有害物質の追加により、指定物質からは、トランス - 1 , 2 - ジクロロエチレン、1 , 4 - ジオキサン及び塩化ビニルモノマーを削除する。